保育実施基準

区分	保護者の状況						
1)		▼ どちらかに○ ・外勤 ・居宅外自営 A:自宅と店舗等が同一又は隣接敷地内でない B:Aに該当しないが、常時危険物(大型機器・ 劇薬・火気・刃物等)を取り扱うため就労中の保 育の危険がある		1週あたり40時間以上の就労が常態		10	
	居宅外労働			1週あたり37.5時間以上の就労が常態		9	
				1週あたり30時間以上の就労が常態	8	8	
				1週あたり20時間以上の就労が常態	7	7	
				1週あたり16時間以上の就労が常態		4	
		・内勤 (*テレワークなど常時在宅勤務の場		1週あたり40時間以上の就労が常態		9	
	居宅内労働			1週あたり37.5時間以上の就労が常態 1週あたり30時間以上の就労が常態		8	
						7	
				1週あたり20時間以上の就労が常態		6	
				1週あたり16時間以上の就労が常態		3	
2	申込時に求職活動を実施している						
3	産前産後(出産予定日の6週間前の日が属する月を入所希望日とする。母子手帳写し添付)					10	
	疾病等	入院者		1ヶ月以上	10	10	
				2週間以上1ヶ月未満	7	7	
		通院者		週4日以上		7	
(4)		自宅療養者 *証明書類:診断書・ケアプラン等コピー		常時伏臥、感染症等	10	10	
4)				上記以外で日常生活に支障があり、介護が必要	6	6	
		障害者 *証明書類:ケアプラン・手帳等コピー		介護を要する(概ね1.2級またはA判定程度)		7	
				保育に支障がある(概ね3級またはB判定程度)		6	
				上記以外で必要と思われるもの(4級以下)	5	5	
	(施設入所、入院の付き添い) *証明書類:診断書・ケアプラン等コピー		週5目以上	日中の所要時間が8時間以上	8	8	
				日中の所要時間が4時間以上	6	6	
			週4日以内	日中の所要時間が8時間以上	7	7	
(5)				日中の所要時間が4時間以上	5	5	
	親族寺の仕宅介護 (主に介護している者)			重度の介護を要する(要介護認定区分における要介護4以上)	7	7	
				中程度の介護を要する(要介護認定区分における要介護3程度)	6	6	
				軽度の介護を要する(要介護認定区分における要介護2程度)	5	5	
<u>(6)</u>	学校・職業訓練学校等への通学			1週あたりの就学時間が計30時間以上	8	8	
	*証明書類:学生証・カリキュラム表等 1週あたりの就学時間が計16時間以_					4	
7	災害等(火災等による家屋損壊等の復旧のため保育ができない場合) *罹災証明書等						
8	虐待・DV						
9	上記①~⑧に類すると認められる場合 (算定指数は上記①~⑧の指数を準用)						

「※」は、当該子ども及び世帯の状況に応じて個別に判断する。